

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日)

## 目 次

- ◇規 則 通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除予定
- 開発行為に関する工事の完了
- 土地区画整理組合の設立の認可
- 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立高等学校募集生徒数
- ◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第八十号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(昭和二十七年九月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「免許更新申請書」を削り、同条中「及び免許更新申請書」を削る。

第三条の見出し中「免許証書換申請書」を「及び免許証書換え申請書」に改め、同条中「及び免許証書換申請書」を「及び免許証書換え申請書」に改める。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式(第二条関係)」に、「通訳案内業(免許更新)申請書」を「通訳案内業免許申請書」

に、「振仮名」を「振り仮名」に、「通訳案内業免許更新」を「通訳案内業免許」に改める。

別記第二号様式中「別記第二号様式」を「別記第二号様式(第三条関係

係)に、「振仮名」を「振り仮名」に、「き損」を「き損」に改める。

別記第三号様式中「別記第三号様式」を「別記第三号様式(第三条関係)」に、「通訳案内業免許証書換申請書」を「通訳案内業免許証書換え申請書」に、「書換願いたく」を「書換え願いたく」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十五号

昭和五十八年七月二十三日付けで東伯郡赤碓町大字赤碓九九二森田康久ほか十九人の者から申請のあつた赤碓町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年十二月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定に基づき、昭和五十八年十月十五日付けで東伯郡大栄町大字西園一二一〇―二浜田二郎ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(大誠地区農業用排水と農道整備を一体としたもの)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十八号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（岡井中線地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（広木線地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百号

昭和五十八年七月二十七日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（本宮地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百一十号

昭和五十八年十二月五日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（福地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二十号

昭和五十八年十二月七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（篠波地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十三号

鳥取市覚寺四〇八一覚寺入会林野整備組合長青木覚から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規

定に基づき、昭和五十八年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千四百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の一四九から一五二一の一五一まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千五百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十月十八日 鳥取県指令受米土維第二百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字西原字牽人及び字逆川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字今津二七九

淀江開発株式会社

代表取締役 前田 勇

鳥取県告示第千六百号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

倉吉市秋喜土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年十二月二十日から昭和六十三年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市秋喜字相待、字鍛治田、字清水元、字鱧堀、字東九反長及び字

西九反長の各一部

四 事務所の所在地

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所建設部内

五 設立認可の年月日

昭和五十八年十二月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公吉の方法

倉吉市役所及び施行地区周辺の倉吉市の揭示場に揭示して行う。

### 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

### 鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中

「一、一七六人」を

「一、二二八人」

に改め、同表の鳥取西高等学校の項中

「三年 一六〇人」を

「三年

「二〇〇人」

に改め、同表の鳥取商業高等学校の項中

「五二〇人」

を「五六〇人」

に改め、同表の鳥取西工業高等学校の項中

「一五二

人」を

「一一四人」

に改め、同表の八頭高等学校の項中

「一、一七

六人」を

「一、一三四人」

に改め、同表の米子東高等学校の項中

「一、一

七六人」を

「一、二二八人」

に改め、同表の米子西高等学校の項中

「九

二四人」を

「九六六人」

に改め、同表の米子高等学校の項中

「六七

二人」を

「七二四人」

に改め、同表の米子南商業高等学校の項中

「四〇〇人」

を「四四〇人」

に改め、同表の西部農業高等学校の項

中

農芸化学科	三年	三〇人
食品製造科	三年	六〇人

を

食品製造科	三年	
-------	----	--

九〇人」

に改め、同表の境高等学校の項中

「七九八人」

を

「八四〇

人」に改め、同表の境港工業高等学校の項中「一五二人」を「一

一四人」に改め、同表の根雨高等学校の項中「四二〇人」を「三七

八人」に改め、同表の日野産業高等学校の項中

農林畜産科	三年
農業科	三年
生活科	三年

三八人
七六人
三八人

を「農業科 三年 一一四人」に改める。

附則  
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十二号

昭和五十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。  
昭和五十八年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

#### 昭和五十九年度鳥取県立高等学校募集生徒数

高等学校名	課程名	学 科	科 名	募集生徒数
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	四二〇人
			家庭学科	八〇人
			普通学科	四二〇人
鳥取西高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	二〇〇人
			経理科	四〇人
			情報処理科	四〇人
			機械科	七六人
			電気科	七六人
		工業学科	工業化学科	三八人
			建築科	三八人
			電気科	三八人
			機械科	三八人
			電子科	三八人
鳥取西工業高等学校	全日制課程	工業学科	土木科	三八人
			電子科	三八人
			電気科	三八人
			機械科	三八人

倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校				八頭高等学校		岩美高等学校	鳥取農業高等学校				
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程				全日制課程		全日制課程	全日制課程				
農業学科	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科				家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科				
園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科
八〇人	二五二人	二五二人	二二〇人	三八人	八〇人				四〇人	三七八人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人

米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校					
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程					全日制課程					
普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科					家庭学科	商業学科				
普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科
二五二人	八〇人	三三六人	四二〇人	一二六人	二二〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	



境水産高等学校				境高等学校		西部農業高等学校			米子工業高等学校				米子南商業高等学校			
全日制課程				全日制課程		全日制課程			全日制課程				全日制課程			
水産学科				家庭学科		普通学科			農業学科			工業学科			商業学科	
食品製造科	機 関 科	無線通信科	海 洋 科	家 政 科	普 通 科	生 活 科	食品製造科	農 業 園 芸 科	工 業 化 学 科	土 木 科	電 子 科	電 氣 科	機 械 科	情 報 処 理 科	商 業 科	
三八人	八〇人			四〇人	二九四人	三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	一六〇人	

境高等学校		米子東高等学校	倉吉東高等学校	鳥取農業高等学校 美和分校		鳥取西高等学校		(全日制課程計)  六、四五六人				日野産業高等学校		根雨高等学校	境港工業高等学校			
定時制課程 (夜間)		定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程		定時制課程 (夜間)						農業学科	商業学科	普通学科	農業学科	商業学科	普通学科	工業学科
普通科		普通科	普通科	生活科	畜産科	商業科	普通科	農業科	商業科	普通科	建築科	電子科	電氣科	機械科	商業科			
四〇人		四〇人	四〇人	三八人		四〇人	四〇人	三八人	四〇人	一六六人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人			

(定時制課程 計)

二三八人

(合 計)

六、六九四人

鳥取西高等学校	通信制課程	普通学科	普通科	約一〇〇人
米子東高等学校	通信制課程	普通学科	普通科	約一〇〇人
(通信制課程 計)				約二〇〇人

### 人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十一号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

#### 別表第一中

西伯郡名和町大字門前六九〇ノ六四番地	名和小学校大山農
西伯郡中山町羽田井一七〇一番地	中山小学校萩原季
場分校 一級	を 西伯郡名和町大字門前六九〇ノ六四番地 名和小
節間分校 一級	
学校大山農場分校 一級	に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。